

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	36	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税に関する所要の措置	
要望内容（概要）	空家の除却・適正管理を促進するため、土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずる。	
関係条文	地方税法第349条の3の2 等	
減収見込額	[初年度] ー (ー) [平年度] ー (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 適切な管理がされず放置され周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家について、その除却・適正管理を促進するための土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずることにより、所有者による措置を促進するとともに、市町村による空家対策を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 空家の総数（H25 現在 820 万戸）は増加し続けており、今後とも、人口減少により全国的な空家の増加が懸念される状況にある。空家の管理が不十分となると、火災、倒壊、衛生、景観等多岐に亘る問題が発生することから、各地方公共団体による空家対策の重要性が高まっており、現在、空家対策条例が全国で 355 件（H26.4 時点）制定されている。 このため、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、固定資産税について必要な措置を講ずることが必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暮らし・環境 <ul style="list-style-type: none"> I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 <ul style="list-style-type: none"> 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る ○安全 <ul style="list-style-type: none"> IV 水害等災害による被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 11 住宅・市街地の防災性を向上する ○活力 <ul style="list-style-type: none"> VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 <ul style="list-style-type: none"> 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	政策の達成目標	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、市町村による空家等対策を支援し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	適切な管理がされないまま空家が放置されることについては、住宅の居住・管理実態を問わず土地に係る固定資産税が軽減されていることが影響しているとの指摘があるため、空家の除却・適正管理を促進するための土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずることが、所有者による措置を促進し、市町村による空家対策を支援するために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>空き家再生等推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ：社会資本整備総合交付金（平成27年度概算要求額1,064,372百万円）の内数 ：防災・安全交付金（平成27年度概算要求額1,264,704百万円）の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算による空家の除却・活用費用の補助とあわせ、空家の土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずることにより、効果的に空家の除却・適正管理を進めることができる。
	要望の措置の妥当性	適切な管理がされていない空家の除却・適正管理を促進するための措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—